取引活動におけるガイドライン

株式会社グローアカルチャは、以下の内容を遵守のうえ取引活動を行います。

なお、本ガイドラインは「国際人権章典」「国連グローバルコンパクト」「労働における基本的原則及び権利に関 するＩＬＯ宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範に準拠しております。

ビジネスパートナーの皆さまにおかれましても、以下の内容と取組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

1．人権尊重

国際規範を尊重し、従業員の基本的人権の尊重、雇用や待遇の差別禁止、ハラスメントの撲滅と多様な人材活用、児童労働や強制労働の禁止、結社の自由および団体交渉の権利の尊重、適切な労務管理と安全で働きやすい職場環境の提供等、取引活動におけるすべてのステークホルダーの人権を尊重します。

2．法令・社会規範等の遵守

取引活動を行う地域で適用される法令・社会規範等を遵守し、国際規範を尊重した活動を行います。

3．公平・公正な取引と腐敗防止

公平な競争および公正な取引に関する法令を遵守するとともに、取引先とは健全かつ透明な関係を維持します。

4．環境への配慮

環境負荷の低減や生物多様性等に配慮するとともに、脱炭素への取組みを通じ、地球環境の保護・保全に配慮した活動を行います。

5．情報管理

個人情報保護法、番号法、その他の法令・ガイドライン等を遵守して、機密性・正確性 を保持する等、適正に個人情報を取り扱います。

以上